⑵　顧客勘定取引（売買・交換の媒介・取次・代理）

⑷　仮想通貨の売買の媒介・取次・代理

	件　　数	仮想通貨の増減	法定通貨の増減	平均購入(売却)金額
仮想通貨の購入（媒介・取次・代理）	件		円	円
仮想通貨の売却（媒介・取次・代理）	件			
合　　計	件			

⑹　他の仮想通貨との交換の媒介・取次・代理（他の仮想通貨の名称：　　）

	件　　数	仮想通貨の増減	他の法定通貨の増減	平均取得(譲渡)単位
仮想通貨の取得（媒介・取次・代理）	件			
仮想通貨の譲渡（媒介・取次・代理）				
合　　計	件			

（第４面）

（記載上の注意）

１．事業年度の期間が４月１日から翌年３月31日までの間である仮想通貨交換業者が、法第63条の15第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

２．原則、取り扱う仮想通貨ごとに記載する。

３．売買件数は、約定基準により記載する。なお、外国仮想通貨交換業者においては、国内に住所を有する利用者との間で行われた売買件数についてのみ記載する。

４．仮想通貨の金額欄については、交換によって自己又は顧客が取得した仮想通貨の数量及び簿価を記載する。

５．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付すること。

５．法定通貨及び仮想通貨の残高

⑴　自己勘定

⑷　法定通貨：　　千円

⑹　仮想通貨

仮想通貨の名称	残　　高	年間平均価格	期末の市場価格
	（）	円	
	（）	円	
	（）	円	
合　　計		円	

⑵　顧客勘定

⑷　法定通貨：　　千円

⑹　仮想通貨

仮想通貨の名称	残　　高	年間平均価格	期末の市場価格
	（）	円	
	（）	円	
	（）	円	
合　　計		円	

（記載上の注意）

１．事業年度の期間が４月１日から翌年３月31日までの間である仮想通貨交換業者が、法第63条の15第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

２．「仮想通貨の名称」の欄には、原則、取り扱う仮想通貨ごとに記載する。

３．外国仮想通貨交換業者においては、国内に住所を有する利用者に係る残高ついてのみ記載する。

４．「⑴　自己勘定　⑹　仮想通貨」及び「⑵　顧客勘定　⑹　仮想通貨」の表中、括弧書きには取り扱う仮想通貨で用いている単位を記載する。

５．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

（第５面）

６．苦情処理及び紛争解決の状況

（記載上の注意）

指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号又は名称、指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第２　仮想通貨交換業に係る収支の状況（日本国内における仮想通貨交換業に係るものに限る。）

（単位：千円）

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				